

# 枝光北地区社協 小地域福祉活動計画

2023 → 2027



みんなが安心して暮らせる  
支え会いのまちづくり

## 《目 次》

ごあいさつ	1
第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画の性格	
2 計画の期間	
3 計画の策定経過	
第2章 枝光北地区の現状と課題	3
1 地域社会の動向	
2 地域の特性・歴史	
3 地域の福祉課題	
・新しいまちづくり協議会	
・ふれあいネットワーク活動のはじまり	
・ふれあいネットワークの充実強化	
・地域福祉活動を高める公益的取組モデル（高齢者福祉施設との交流）	
・地域共生「きたきゅうプラン」北九州市地域福祉活動第六次計画	
第3章 計画体系	7
1 基本理念	
2 基本目標	
3 実施項目（体系図）	
4 実施計画（重点実施項目）	
重点活動の1 「見守り活動の充実」実施計画書	
重点活動の2 「話し合いの仕組みの充実」実施計画書	
第4章 計画の推進	11
1 地域への計画の承認と周知	
2 計画を推進するための体制	
3 令和4年度～5年度の枝光北地区のFNW活動	

## ごあいさつ

私たちの住む枝光北地区(枝光第3自治区)は、八幡東区の最北端に位置し、洞海湾に面し戸畠区に隣接、山坂の多い傾斜地をその緊急性から無理やり切り開いた街で、狭い道路や階段と、お世辞にも快適な住環境とは言えませんでした。

明治22(1889)年、大日本帝国憲法が発布された同じ年に、町村制が施行され、遠賀郡は82村が19村に、隣の企救郡は25町72村が1町16村に統合されましたが、尾倉・大藏・枝光村の3村が合併し、全戸数366戸、総人口2,121人の八幡村ができるのがこの時でした。

しかし、10年後には一変します。官営八幡製鉄所の建設と着工が始まったからです。そしてさらに10年後の大正の初めには、枝光3区に安田製鉄所・旭硝子の大工場が建設されたのです。以後、日本の近代工業の発展と労働争議・戦災・戦後復興・四大工業地帯からの脱落を経験することになりました。

枝光北地区の福祉活動は、平成5(1993)年、政令指定都市の中で最も高齢化率の高い北九州市が、「北九州市高齢化社会対策総合計画」を策定、当時(1987年以来)市のコミュニティ推進モデル地区に、東区で唯一指定されていた「枝光北コミュニティ推進協議会」が、この活動のモデル地区として指定され、「みんなが安心して暮らせる支えあいの地域づくり・まちづくり」活動に取り組んだ時に始まります。

これまで中学校単位に設置されていた公民館を、小学校単位に1つ設置することになり、順次「市民福祉センター」の名称で設置されました。そしてかつての「公民館」は、「公民館・市民福祉センター」と二枚看板化しますが、やがてどちらも、「市民センター」に統一されました。

高齢化社会に備えて、公民館の役割を従来の生涯学習やコミュニティ活動に加えて保健福祉や、防犯防災、環境美化活動まで広がりました。同時に、平成6年から「まちづくり協議会」の設置を促進し、市民センターを拠点として、地域づくり・まちづくりを進めたのです。

さらに、枝光北地区社協は、平成22(2010)年「ふれあいネットワーク活動の充実・強化」の事業の八幡東区のモデル地区となり、①校(地)区社会福祉協議会内の近隣区域の設定 ②メニューアイデア、サロン事業の導入などに努めました。

このたび、北九州市社会福祉協議会は、「北九州市地域福祉活動第六次計画(令和4年度～令和8年度)」が策定されました。この計画では、地域住民が地域の福祉課題を見つけ、その課題を解決していくために、地域福祉関係者、関係機関、団体と役割分担を行いながら取組体系を示す「小地域福祉活動計画」を、各校(地)区で策定することが求められています。

私たち枝光北地区では、市社協・区社協と協議の後令和4年度から計画作成に入りました。

## 枝北ふれあい音頭

作曲 武田真也

一、ハーバー藻塩の煙  
われらの祖先が拓きたる  
鉄のロマンの枝北は(ヨイシヨ)

ふれあい音頭で朝がくる  
(ソーレ)朝がくる  
みんな輪になれ踊ろじやないか(サテ)  
心ひとつ心ひとつ花の輪に(ソーレ)

二、ハーバー皿倉のみね雲晴れて  
家並みの丘に風薰る  
学園の町枝北は(ヨイシヨ)

ふれあい音頭で陽がのぼる  
(ソーレ)陽がのぼる  
みんな輪になれ踊ろじやないか(サテ)  
心ひとつ心ひとつ花の輪に(ソーレ)

三、ハーバー洞の入り江に波寄せて  
神の木に玉光る

青春の町枝北は(ヨイシヨ)  
ふれあい音頭で夜がふける  
(ソーレ)夜がふける  
みんな輪になれ踊ろじやないか(サテ)  
心ひとつ心ひとつ花の輪に(ソーレ)

かつては、えだきた祭りや盆踊りや小学校の運動会で踊った、ふるさとの歌です。

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画の性格について

### (1) 住民発信の行動計画

この計画は、枝光北地区の様々な福祉課題を解決するために、住民の立場で関係機関・団体等が将来の福祉未来像を描き、計画的に活動するための行動計画です。

### (2) 小地域の生活を支える計画

この計画は、枝光北地区に住む人たちが安心して暮らせる生活を支え合うことを活動の原点とする計画です。

### (3) 北九州市及び北九州市社会福祉協議会・八幡東区社会福祉協議会と協働する計画

この計画は、北九州市及び北九州市社会福祉協議会・八幡東区社会福祉協議会の計画と連携しながら地域活動を進めていく計画です。

### (4) 枝光北地区社会福祉協議会の活動指針となる計画

この計画は、社会福祉協議会が地域福祉推進の中核的な団体としての方針や発展強化の道筋を明らかにする性格を有します。

## 2 計画の期間

令和5年度～令和9年度までの5カ年とします。

計画の期間中、地域を取り巻く状況に大きな変化があれば、見直しを行います。

## 3 計画の策定経過

枝光北地区では、新型コロナ禍の中会合も儘ならぬため、先ずは八幡東区校(地)区社協会長会の報告を、地区社協役員会及びまち協・自治区会・年長者クラブの各会長同席の「ふれあいネットワーク委員会」で行いました。

令和3年度は、市社協・区社協と地区代表との会合の機会をいただき、枝光北地区社協のこれまでの活動に一定のご理解を頂いたものと考え、計画の作成を決定しました。

令和4年度中は、各月に開く「ふれあいネットワーク委員会」で研修を重ね、並行して「まちづくり協議会評議員会」に提案・審議・了承をいただき、計画を作成しました。作成にあたっての、八幡東区社会福祉事務所のご協力に感謝いたします。

## 第2章 枝光北地区の現状と課題

### 1 地域社会の動向

枝光北地区の年代別人口・世帯数及び割合

住民基本台帳による

	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 人数(人)	14歳以下		15歳~64歳		65歳以上		65歳~74歳		75歳以上	
平成31年 3月31日	3,001	5,604	1,87	489	7.8	3,095	55.2	2,070	37.2	963	17.2	1,107	19.8
令和1年 9月30日	2,984	5,530	1,85	430	7.8	3,045	55.1	2,055	37.2	961	17.4	1,094	19.7
令和2年 3月31日	2,961	5,451	1,84	432	7.8	2,958	54.3	2,061	37.8	967	17.7	1,094	20.1
令和2年 9月30日	2,966	5,418	1,83	427	7.8	2,955	54.5	2,036	37.6	956	17.6	1,080	19.9
令和3年 3月31日	2,928	5,345	1,83	421	7.8	2,906	54.4	2,018	37.8	959	17.9	1,059	19.8
令和3年 9月30日	2,920	5,293	1,81	419	7.8	2,856	54.0	2,018	38.1	961	18.2	1,057	20.0
令和4年 3月31日	2,893	5,235	1,81	429	8.2	2,801	53.5	2,055	38.2	933	17.8	1,072	20.5
令和4年 9月30日	2,865	5,172	1,81	418	8.1	2,772	53.6	1,982	38.3	917	17.7	1,065	20.0
令和5年 3月31日	2,841	5,081	1,79	397	7.8	2,704	53.2	1,980	39.0	899	17.7	1,081	20.3
高齢化率 39.0% 住民の5人に1人が後期高齢者 1年間の出生数 30名未満 確実に進む人口減 一人暮らしの人も増えています													

### 社会資源

保育園	堂山保育所
小学校	枝光小学校
中学校	枝光台中学校 九州国際大学付属中学校
高等学校	九州国際大学付属高等学校
市民センター	枝光北市民センター
交通	枝光やまさか乗合ジャンボタクシー
消防団	八幡東区消防団第5分団
神社	枝光八幡宮
寺	錦照寺 常薰寺 善照寺 宝塔寺

## 2. 地域の特性～新しいまちづくり協議会

20年10月八幡市は戦後復興の戦災都市に指定され大規模な復興計画が実行され戦後復興、神武・岩戸景気を経験した枝光三区は、八幡製鉄所・安田工業・旭硝子やその関連企業の社宅や商店街が立ち並び、仲間意識と思いやりあるご近所づきあいを受け継いだ土地柄でした。やがて大企業の福利厚生の持ち家制度で宅地造成、新築家屋が立ち並び、社宅跡地には住宅公団やエメラルドマンションが出現しました。昭和4～50年代の頃です。

しかし、この時期は我が国の経済構造の変化で北九州の企業が会社を縮小、閉鎖し関東・中京・関西・海外へと移転した時代でした。製鉄所・安田・旭硝子が枝光を去りました。

1989年、平成の世に入り製鉄所の跡地にスペースワールドが開園、枝光一丁目1番地の本事務所跡地にはホテルが建ちました。三区の跡地にはグッディ・コスモス・しもむらの大型量販店が開業しました。他所からの買い物客は増えましたが、駅前商店街はほぼ壊滅状態、最大の痛手は、モノづくりの街の働き手の雇用が無くなつたことです。新築された一戸建て家屋で小・中・高校を卒業した若者は市外へ職場を求め、大学を卒業した青年の多くは帰ってきませんでした。現在、荒手二丁目の高齢化率は50%を超え、14歳以下は5.8%で、少子高齢化の典型です。

平成13年7月、この枝光、東田地区で「ジャパンエキスポ北九州博覧祭2001」が開幕しました。会場周辺の環境整備も行われました。中央町→東田→枝光本町、一変しました。今の【夢二ロマン道路】です。次は枝光三区です。ところが三区の歩道は黒いアスファルト(今は違いますよ)で舗装されました。本当にがっかりしました。と同時に、身近な住環境の改善は、待っていてはダメを実感しました。

もっと明るく住みやすく住んでよかつた、と思えるまちづくりをわたしたちの手で!と、平成13年8月、従来の「まちづくり協議会」に特別委員会を設置(後に環境改善委員会に改称)し、自助努力による「新しいまちづくり」の更なる活発な活動に踏み出しました。市民センターを活動拠点として委員会を開催、委員会には、地元選出の市会議員、交番、消防団、学校にも加わって頂きました。北九州大学の先生の講義、住民へのアンケート調査と分析、九州大学の志賀先生や学生さんとの出会いも10年前のこの時期で、枝光北地区の隅から隅まで見て回りました。

平成16年2月、枝光北のこのような活動が、北九州市の「新しいまちづくり協議会」構想(地域住民による地域づくり、まちづくり)の目にかなったのか、モデル地区の要請があり、それを受け規約改正や組織改革、役員・委員会人事など20数回の会議を重ね、平成16年6月24日の委員総会で審議、可決しました。

これで、市民福祉センター構想の前提として、高齢者社会対策をはじめとする地域の様々な問題を解決するため、これまでまちづくりに携わって来た既存の団体を横断的にまとめて自主的な住民活動をする「まちづくり協議会」が誕生することになったのです。

枝光北まちづくり協議会では、地域の全ての事業・行事は、まち協の役員・部会長・構成団体の長からなる評議員会の議決により決定された年間スケジュールや隔月の評議員会の承認に基づいて実施されます。この「新しいまちづくり」は、他の自治体の関心を集め、県内外の多くの視察団体の訪問を受けました。

平成17年度 枝光北まちづくり協議会組織表

構成団体	会員数
枝光第三自治区会	31
枝光第三婦人会	5
枝光北地区社会福祉協議会	5
枝光北地区青少年育成会	5
枝光三区年長者クラブ連合会	5
枝光第三地区民生児童委員協議会	5
枝光北地区体育委員会	5
枝光万歩会	3
枝光台中学校父母教師会	5
枝光小学校父母教師会	5
小鳩幼稚園PTA	5
枝光駅前商店組合	3
枝光北市民ソーシャル協議会	5
八幡東消防団第五分団	2
年長者いこいの家巡回委員会	5
八幡東枝光山王地域公園運営会連合会	2
北九州市八幡東区企生活改善推進員組合	2
八幡東警察署枝光駅前交番	
枝光北市民センター	

**枝光北まちづくり協議会**

部会員会  
会長 1名・副会長 2名・会計 1名  
会計監査 2名・事務局長 1名  
会記 3名・監査 2名  
専門問題 5名  
枝光台中学校・枝光小学校  
市民センター

部会員会
会長 1名・副会長 2名・会計 1名
会計監査 2名・事務局長 1名
会記 3名・監査 2名
専門問題 5名
枝光台中学校・枝光小学校
市民センター

### 3. 地域の福祉課題

#### I 「ふれあいネットワーク活動」の始まり

「北九州市高齢化社会対策総合計画」の制定 平成5(1993)年4月

枝光北地区は、平成5年モデル事業として受け、平成6(1994)年より活動を開始

目的 みんなが安心して暮らせる支え合いの地域づくり、まちづくり

##### ・「ふれあいネットワーク活動」とは？

北九州では、小学校単位を1つの小地域とし、その地域の住民に、そこに住む高齢者(65歳以上)の「見守り」、困った高齢者に対する「助け合い」、地域住民による定期的な「話し合い」を基本的な活動として、市社会福祉協議会、区社会福祉協議会、地区社会福祉協議会が推進しています。

枝光北地区では、「ふれあいネットワーク活動」を理解してもらうために、「毎年5月に 宮田・大宮、枝光、荒手地区 の3地区別+1回の 計4回(夜来れない人のために土曜日に 1回)、民生委員・福祉協力員(町内会長)・ボランティア協力員・ふれあい通信員(隣組長) 一10年間続けました。

- 強調されたのは・3つの目標 ①問題の早期発見、早期連絡  
②地域の助け合いで援助  
③地域に福祉を根づかせる

##### ・「ふれあいネットワーク委員会」=連絡調整会議

偶数月の第1木曜日の19時から、地区社協役員、まち協・自治区会・年長者クラブの各会長、民生委員・福祉協力員(町内会長)・ボランティア協力員・(まち協福祉部 会委員)が集まって会議を開きます。頑固に令和の5年までの30年間継続しています。

(コロナ禍で市民センター閉鎖の時は休みましたが。。。)、市職員や区社協の方々も参加していただいています

#### II ふれあいネットワーク事業の充実強化 平成 22(2010)年

枝光北地区は、平成 22 年から八幡東区のモデル地区となって活動しました。

- 目的 16年間、校(地区)社会福祉協活動が培ってきた地域での見守りと支え合いを充実強化し、地域福祉推進機能の強化を図る。
- 実施すること 校(地区)社協内の近隣圏域の設定

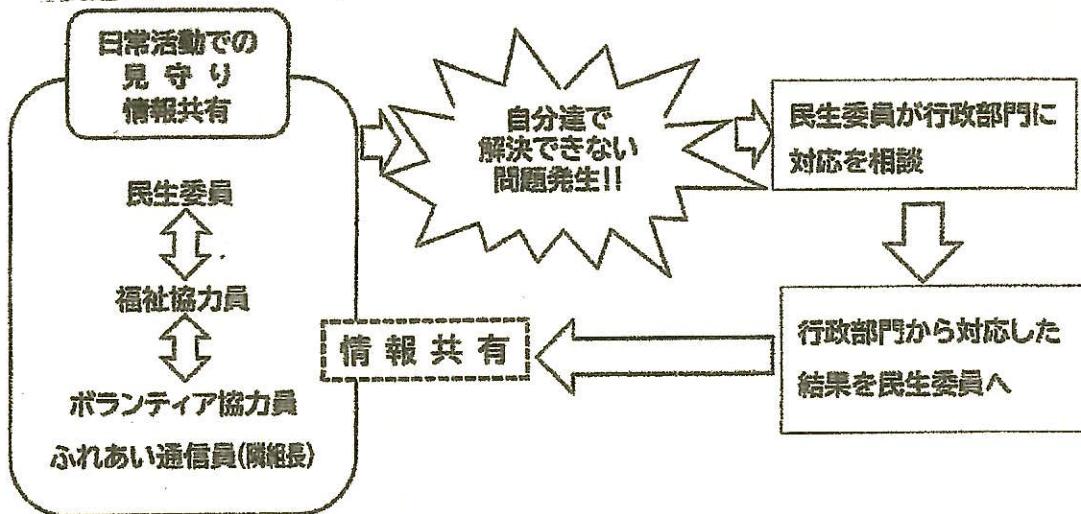
校(地)区社協		
近隣圏域 リーダー 福祉協力員	近隣圏域 リーダー 福祉協力員	近隣圏域 リーダー 福祉協力員
近隣圏域 リーダー 福祉協力員	近隣圏域 リーダー 福祉協力員	近隣圏域 リーダー 福祉協力員
近隣圏域 リーダー 福祉協力員	近隣圏域 リーダー 福祉協力員	近隣圏域 リーダー 福祉協力員

平成23年度より、活動助成金用途に「メニュー事業」が登場した。「自分たちの地域の福祉課題は自分たちで解決する」…が、求められた

・近隣圏域を設定し、リーダー(1)と福祉協力員(50世帯に1人)の配置を行ない、見守りを必要としている人々と、そのニーズの把握のための見守り活動を行なう。

※ ふれあいネットワーク委員会の座席も、この型で会議を進行し、最後には必要があれば、近隣圏域内の話し合いが行われます

## 近隣圏域での日常活動と情報の共有



- ・ボランティア協力員は、民生委員や福祉協力員の退任者が多い。
- ・隣組長には市政により等配布時に、一人暮らし、後期高齢者の要見守り、要支援の世帯には、配布物をポストに入れるだけでなく、声掛けをお願いしている。

### III 地域福祉活動を高める公益的取組モデル！

「高齢者福祉施設職員による校(地)区社協活動支援の取組」のモデル地区を受諾  
平成29年8月から31年12月まで、10回の枝北の「ふれあいネットワーク委員会」に、市・区  
社協、大蔵園・誠光園、在宅医療介護センター、地域包括センターから5～6名来られた。  
議題は健康体操、介護施設の活用、在宅医療・在宅介護、ケアマネ、自宅での看取り。  
令和2年の新型コロナ感染症で往来が完全にストップしています。大変勉強になりました。

### IV 地域用安否確認手順

令和2年、いのちをつなぐネットワーク担当係長さんから講義をしていただいた。以後、年度  
初めのふれあい委員会で、資料配布。見守り中など「安否確認ができない時の手順を確認

### V 地域共生 きたきゅうプラン 北九州市地域福祉活動第六次計画(2021～2025)

地区社協の「小地域福祉活動計画」の作成

小地域活動計画とは、校(地)区の社会福祉協議会が中心となって、住民や地域団体・  
関係機関に呼びかけて策定する、校(地)区の福祉活動に関する中長期(5年)の計画です。  
地域福祉関係者、関係機関・団体と役割分担を行いながら、地域住民が地域の様々な困りごとを見つけ、その解決に向けて継続的に取り組む体系が示されています。計画づくりは、話し合いなどによって発見された困りごとをみんなで共有し、それを解決する仕組みづくりに効果があります。社会福祉協議会では小地域福祉活動計画の策定と推進を通して、  
地域福祉の3つの視点である「見守り」「話し合い」「助け合い」のしくみの充実を図ります。

令和3年7月の地区社会福祉会長会で、来年度からの「ふれあいネットワーク活動実施要項の改定について」の説明をいただいて以来、役員会で協議しました。

すでに、令和2年度11月の「新任役員研修会」に出席して、市社協地域福祉部長の杉本  
部長の「小地域福祉活動の意義と校(地)区の社協運営について」のお話を聞いていましたので、  
ある程度は理解していました。

枝光北地区社協は、市社協に文書を差し上げ、市社協と1回、区社協と2回時間をとって聞いて  
いただきました。3年度は、新型コロナ禍で十分な時間が取れませんでしたが、4年度はこの改定  
案を受けることを決定し、5回の「ふれあいネットワーク委員会」で協議を重ねました。

## 第3章 計画体系

### 1 基本理念 「みんなが 安心して暮らせる 支えあいのまちづくり」

地域住民 みんなの安心・安全と幸せな生活を願ってまちづくりの活動を行っていますが、社会福祉協議会は、みんなの範疇から逸脱しそうな人を見逃がさない福祉に特化した活動が求められています。早期発見・早期連絡・早期対策が大切です。

#### 2—①基本目標 ふれあい活動を通した見守りの実施

##### ○ 地域交流活動の実施

- ・まち協主催の健康フェスティバル、えだきた祭り、文化祭等での共同開催
- ・自治区会主催の敬老会での共同開催
- ・住民主体による生きがい・健康づくりの場推進事業
- ・ウエルクラブ活動
- ・「いきいき子ども広場」「昔あそび」の協賛

#### 2—②基本目標 研修・学習を通した活動者のスキルアップ

##### ○ 研修・学習活動の実施

- ・ふれあいネット委員会「いきいき子ども広場」活動への協力
- ・市・区社協主催の研修会への参加
- ・地域共生社会等の学習会の実施
- ・健康講座・介護予防関連講座の実施
- ・研修会参加者の報告と資料配布

#### 2—③基本目標③ 情報発信を通した福祉の充実

- ・広報誌「きずな」の共同発行
- ・地域包括ケアシステム等地域福祉に関する情報発信
- ・住民アンケートの実施と集計・分析
- ・個人情報の取り扱いに関する留意点を周知する

### 3 重点活動 「見守り・話し合いの仕組みの充実」

##### ○見守り活動の充実

- ・見守り対象世帯の把握・決定
- ・見守り活動の実施・記録
- ・民生委員児童委員との情報共有の強化と連携

##### ○ 話し合い活動の充実

- ・見守り対象世帯の把握・決定
- ・見守り活動の実施・記録
- ・民生委員児童委員との情報共有の強化と連携

## 【基本理念】みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり

**基本目標①**  
ふれあい活動を通して見守りの実施



**基本目標②**  
研修・学習を通して活動者のスキルアップ



**基本目標③**  
情報発信を通して福祉の充実



**○地域交流活動の実施**

- ・まち協の枝光祭・文化祭の協賛
- ・自治区会主催の敬老会の協賛
- ・住民主体による生きがい・健康づくりの場
- ・ウエルクラフト活動やいきいきこども広場
- ・一人暮らし年長者交歓のつどい

**○研修・学習活動の実施**

- ・ふれあいネットワーク委員会の開催
- ・市・区社協主催の研修会への参加
- ・地域共生社会等の学習会の実施
- ・健康講座・介護予防関連講座の実施
- ・研修会の報告・資料増刷配布

**○広報・調査活動の実施**

- ・広報紙、「きずな」の共同発行
- ・地域包括ケアシステム等地域福祉に関する情報発信
- ・住民アンケートの実施と集計・分析
- ・その他福祉に関する情報発信

この計画は、これからも住み慣れた枝光北地区で、子どもから高齢者まで、みんなが安心して暮らすために、地域団体や関連機関と連携して作成した福祉のまちづくりを推進するための計画です。この計画に沿って活動を行っていきますので、ご理解・ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします！

### 重点活動 「見守り・話し合いの仕組みの充実」

**○見守り活動の充実**

- ・見守り対象世帯の把握・決定
- ・見守り活動の実施・記録
- ・民生委員との情報共有の強化

**○話し合い活動の充実**

- ・連絡調整会議（話し合い）の実施
- ・日々の見守り活動の共有
- ・話し合いの場での事例検討



## 重点活動の1 「見守り活動の充実」実施計画書

1. テーマ	小地域福祉活動の一環として、「見守り・話し合いの仕組みの充実」をテーマとして取り上げ活動する。
2. 見守りの仕組みの充実	<p>高齢者にみられる傾向として「自分あるいは自分達で何とかなる。あるいは、何とかしなくては」という思い込みがあるように思える。しかし、いつかは自助努力では「どうにもならない状態」が必ずおとずれることも確かである。このような「どうにもならないような状態」になる前に、その状況を把握することが重要になってくる。そのため特に1人暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯については、日々の見守り活動が必要になる。</p> <p>-1 1人暮らしの高齢者が孤立しないように、そして孤独死に至らないよう努める。  -2 高齢者のみの世帯で老々介護状態になっていないか、状況を把握する。</p> <p>以上のことから、福祉協力員が行う「見守り活動」について以下のように進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 見守り対象世帯を決める。 我々の活動はボランティアである。したがって、自分のできる、かつ無理のない範囲で見守り対象世帯を決める。対象世帯は、1人暮らしの高齢者世帯、あるいは高齢者のみの世帯とし、3~6世帯とする。ただし、対象者を決めることが難しい場合は、不特定多数としてもかまわない。</li> <li>② 見守り回数 最低でも月1回は連絡を取る。連絡方法は、「訪問」「電話」「メール」等で行う事を原則とするが、市政便り等配布の際や路上で会って話した場合も含む。</li> <li>③ 見守り活動の結果について記録する。 様式は任意で、ノート等に経過が分かるように記録する。他人に見せる必要はないので、自分が後で振り返って分かる程度の記録とする。</li> <li>④ 見守り時に注意すること -1 以前と比べて、身なりにあまりかまわなくなつた -2 最近、足腰が弱くなつたように感じる等の変化を見逃さないようにし、記録する。</li> <li>⑤ 民生委員に連絡する。 見守り対象者に変化を感じた場合は、民生委員に連絡する。</li> <li>⑥ 民生委員の対応 -1 民生委員は状況を把握すると共に、必要に応じて行政部門と連絡を取る。 -2 行政部門との間での経過および結果については、該当福祉協力員に伝える。 この場合、個人情報の取扱いについては次の通りとする。</li> </ul>
3. 個人情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>-1 北九州市では「個人情報を正しく理解し共助の力を高めるために」という冊子を発行し、「民生委員や福祉協力員の個人情報の取扱い」について定めている。 この冊子を参考に、枝光北地区における個人情報の取扱いについて定める。</li> <li>-2 枝光北地区の個人情報の取扱いについて次のように定める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 福祉協力員は町内のなかで、自分が見守る対象者を決め、民生委員に伝える。</li> <li>② 民生委員は「個人情報に関する同意書」の内容を見守り対象者に説明し、同意を得る。</li> <li>③ 同意を得た場合、民生委員が原本を保管管理し、そのコピーを福祉協力員に渡す。コピーは福祉協力員が保管管理する。</li> <li>④ 以上の手続きは、これから新たに見守り対象者を設定する場合に適用し、これまで、すでに情報共有の形が取れていると認められる場合は、省略することができる。</li> </ul> </li> </ul>

## 重点活動の2 「話し合いの仕組みの充実」実施計画書

令和5年2月2日 桜光北社会福祉協議会

4. 話し合いの仕組みの充実	<p>見守り活動は、いわばインプット活動である。時とともに変化する高齢者の状況について観察し、その結果を記録として残す作業である。そして、その状況について、必要に応じてアウトプットが必要になる。困っていること、悩み、これから進め方等を話し合うことが必要になる。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>-1 見守り活動について話し合う目的は何か？何のために話し合うのかを考える             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 他の人の見守り方法を知ることで自分自身との違いを認識する。</li> <li>② 良い方法は積極的に取り入れようという意識を持つことができる。</li> <li>③ 自分自身の見守り方法等を発信することで、モチベーションを高める。</li> <li>④ 悩みや相談事を話すことで、議論し、解決策を見いだせる可能性がある。</li> <li>⑤ 悩みや相談事を話すことで、解決策が出なくても1つの区切りをつけることができる。さらに、類似、関連意見により内容が深まることが考えられる。</li> <li>⑥ 見守り活動を実施していない人に対する動機付けになる可能性がある。</li> </ul> </li>   <li>-2 具体的な話し合いの仕組み(考え方)は連絡調整会議(ふれあいネットワーク委員会)の中で、福祉協力員の見守り活動について状況説明・話し合うこととし、その手順を以下のように定める。             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 見守り対象世帯、3~6世帯を決める。ただし、対象者が不特定多数の場合には決める必要はないこととした。</li> <li>② 民生委員単位で9つのブロック(近隣圏域)があるので、3ブロック/1会議のペースで、該当ブロックの福祉協力員が自分の見守り結果について説明するつまり、1回/3か月で説明することになる。</li> <li>③ 説明が一巡したところで、その日の検討する課題を取り上げ議論する。</li> <li>④ 対策が必要な場合は、担当民生委員が対応する。また、その会議に関連する行政部門の方が参加していた場合は、その場で検討する。</li> <li>⑤ 長期的な検討が必要な場合は、別途テーマとして取り上げ活動する。</li> </ul> </li> </ul>
5. スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>-1 中期スケジュール(3年計画)             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 1年度:とにかく「見守り活動」「話し合い活動」を実施してみる期間とする。</li> <li>② 2年度:1年間実施した結果を反省し、できれば改善点を織り込み2年度の活動を行う。</li> <li>③ 3年度:まだ実施していない福祉協力員にも呼びかけ、桜光北地区全体で取り組むようにする。</li> </ul> </li>   <li>-2 短期スケジュール(1年度)             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 見守り対象世帯、3~6世帯を決める(福祉協力員)……………令和5年1月末 不特定多数の高齢者を対象とする場合は決めなくともよい。</li> <li>② 見守り・話し合いの仕組みを充実させるための実施計画書…令和5年1月末</li> <li>③ 実施計画書について討議・決定……………令和5年2月会議にて</li> <li>④ 見守り活動開始……………令和5年2月より</li> <li>⑤ 令和5年度第1回会議で見守り活動の説明、および検討の実施……令和5年4月会議にて</li> </ul> </li> </ul>
6. 記録・評価・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>-1 ふれあいネットワーク委員会の話し合い状況については、毎回議事録として記録に残す。</li> <li>-2 議事録をもとに年度末に評価し、「良かった点」および「問題点」を抽出する。</li> <li>-3 評価結果から翌年度の改善点を決め、翌年度短期計画に織り込む。</li> </ul>

## 第4章 計画の推進

### 1 地域への計画の承認と周知

- 枝光北地区社会福祉協議会の評議員会やふれあいネットワーク委員会を通じて計画の承認と周知を行い、協力依頼をします。
- 計画推進のため、まちづくり協議会の評議員会を通してその専門部会や構成団体の承認と周知を行い、協力依頼をする。
- 計画書概要版の配布や福祉協力員、民生・児童委員等への協力依頼により、枝光北地区住民への広報活動を行います。

### 2 計画推進のための体制づくり

- 令和4年度は、計画初年度であることや新型コロナ禍のため、5度の連絡調整会議(8月は、災害関連研修会)の中で、見守りや話し合いの実施計画書を策定しました。今年度は、小地域福祉活動計画推進委員会を設置し、5年間を見通した活動計画の作成と、進行管理を行います。
- 高齢化や年金支給の先延ばし等により、福祉協力員(町内会長)の短期交代による経験不足や、新型コロナ禍による要援護者との面談不足で、ふれあいネットワーク活動に格差が生じています。計画推進によって、活動意欲の高まりを期待します

### 3 令和4年度～5年度の枝光北地区の FNW 活動

#### 1. テーマ；「見守りおよび話し合いの仕組みの充実」

(きたきゅうプランの基本目標 I、II、および基本項目③、⑤)

#### 2. 見守りの仕組みの充実、見守る力を高めよう

- ① 福祉協力員全員に見守り対象者を決めていただく(町内の高齢者最低3名)
- ② 決めた対象者の見守り回数は1回/月以上とする。
- ③ 見守り時に特に気が付いたことがあれば記録する。
- ④ 何らかの対応が必要な場合は、民生委員に連絡する。

#### 3. 話合いの仕組みの充実、困りごとを話し合う場をつくろう。

- ① 見守り結果をふれあいネットワーク委員会で報告していただく。例えば、「私の見守り対象者は5名です。4名の方は異常ありませんでしたが、1人の女性の1人暮らしですが、最近、膝が痛くなり病院に通い始めたと聞きました」「今月は忙しかったので電話で4名の安否の確認をしました。特に問題はありません」「3名の見守り対象者がいるが、その内1名がいつ訪問しても留守なので困っている」等
- ② 近隣圏域が9つあるので、3つを1グループとし、委員会開催毎に1グループが報告する。一巡するのに6か月必要となるので、2回/年の報告となる。
- ③ 報告されたなかから、「話し合い」の必要な事項を取り上げ議論する。

#### 4. 5年度に入ても、この報告を続けているが、出席者の関心も高まっている。活動意欲の低調な町内会を覚醒させ、テーマの「見守りおよび話し合いの仕組みの充実」を実現したい。